

富山短期大学後援会会則

第1条 本会は、富山短期大学後援会（以下「本会」という。）と称する。

第2条 本会の事務所は、富山短期大学（以下「本学」という。）事務局内に置く。

第3条 本会は、本学の教育方針に則り、本学と家庭との連絡を密にし教育の進展に資すると共に施設設備の充実及び会員相互の親睦を図ることを目的とする。

第4条 本会は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 本学の進展及び施設の充実に関する事項
- (2) 教職員の研究補助に関する事項
- (3) 職員及び学生の福利厚生に関する事項
- (4) 会員の親睦に関する事項
- (5) その他必要な事項

第5条 本会は、次の会員をもって組織する。

- (1) 正会員 本学に在学する学生の父母等又は保証人
- (2) 賛助会員 本会の趣旨に賛成する者

第6条 本会に次の役員を置く。

会長	1名
副会長	2名
理事	若干名
監事	4名

2 役員を選任方法は次のとおりとする。

- (1) 会長、副会長及び監事は総会において選挙する。
- (2) 理事は学生の組別により各組で選出する。

第7条 役員任期は1年とする。ただし再選を妨げない。

第8条 役員職務は次のとおりとする。

会長	本会を代表し会務を総理する。
副会長	会長を補佐し会長に事故があるときはその任務を代行する。
理事	本会の重要な事項を審議する。
監事	会計及び一般会務を監査する。

第9条 本会に顧問若干名を置くことができる。顧問は総会に於いて推薦し、本会の諮問に応え又は総会理事会に出席し意見をのべることができる。

第10条 会議は総会及び理事会とし会議の議事は出席者の過半数をもって決する。

第11条 総会は、毎年6月に会長が招集する。ただし、必要に応じ臨時総会を開くことができる。

第12条 理事会は、会長、副会長及び理事をもって構成し、会長が必要とみとめるとき招集する。

第13条 本会の経費及び寄付金その他の収入によって支弁する。

第14条 本会に庶務、会計を担当する職員を置き会長がこれを委嘱する。

第15条 本会の会計年度は、4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

附 則

この会則は、昭和38年6月22日から施行する。

附 則

題名、第1条、第2条、第3条及び第4条第1号の改正規定は平成12年4月1日から施行する。

附 則

第5条第1号の改正規定は、令和4年4月1日から施行する。